

令和5年度

菊水区拡大役員会

令和5年1月8日(日)～
～1月10日(火)
菊水区自治会館 18:30
区長/阿部進一

1. 開 会

2. 協 議 ・ 連 絡

3. 役 職 別 部 会

令和5年度.拡大役員会議

1. 開 会

- (1) 区長挨拶
- (2) 区5役及び町内会長.自己紹介及び名簿の確認 P.1

2. 協議・連絡

- (1) 令和4年度会計決算について P.2
- (2) 監査報告 P.3
- (3) 令和5年度事業推進計画について P.4
 - ① 総会での承認、協議事項の確認
 - ② 菊水区事業推進計画 (・推進の方向 ・全体計画)
 - ③ 今後の会議予定及び専門部活動と予算 P.5
- (4) 令和5年度会計予算について P.6
 - ① 一般会計予算
 - ② 特別会計(現在預金額)
- (5) 各.役員の業務分担について P.7~P.8
 - ① 各.役職の業務
 - ② 諸会議について
- (6) 申し合わせ事項について P.9
 - ① 菊水区自治会館の管理
(・使用上の留意点 ・使用料 ・会館清掃当番の割り当て)
 - ② その他(・街灯及び防犯灯の管理 ・他)

3. 役職別部会(決定・確認)

- (1) 町内会長(担当=区長) P.10
 - ・兼任監査と町内会計の決定 ・年間業務概要の作成等
 - ・情報伝達、連絡文書配布等の要領について
- (2) 町内会計(担当=区会計)
 - ・区費納入の事務手続き ・その他
- (3) 専門部別部会(担当=副区長・専任監事)
 - ・部長、会計(副部長)の互選 各専門部会の活動概要の把握
 - ・次回の専門部会開催日の設定~各部活動計画の作成
- (4) 決定、確認事項の報告(全体会)
- (5) 菊水区規約、規約等の施行、自主防災組織規約、個人情報取扱規程 . . P.11~P.15
- (6) 菊水区事業予定一覧表(参考資料) P.16
- (7) 1月の回覧・配布物 P.17

4. その他

令和4年度菊水区会計決算書(最終)

2022/12/30

単位：円

【収入の部】

項目	2022年度予算	2022年度決算	比較	内 容
区 費	3,264,000	3,299,400	35,400	・ 340戸× 12ヶ月 3,299,400
交 付 金	1,646,000	1,552,286	△ 93,714	<ul style="list-style-type: none"> ・ 活動基本事業 287,250 ・ 防犯灯事業 9,900 ・ 広報誌配布事業 87,360 ・ 公園環境維持事業 226,200 ・ 地域環境整備事業 196,121 ・ 行政事務取扱交付金 245,200 ・ 衣料回収事業 11,560 ・ 防犯灯電灯料金交付事業 135,620 ・ 交付金100円以下調整 △ 70 ・ ゴミステーション除雪事 102,000 ・ 町有地草刈事業 73,800 ・ 区民盆踊り事業 0 ・ 福祉実践活動交付金 154,346 ・ 防災事業 7,859 ・ 区民祭り事業 0 ・ 参議院選挙広報配布 7,340 ・ その他配布手数料 7,800
会館使用料	8,000	6,000	△ 2,000	・ 会議等 6,000
雑 収 入	5,005	21	△ 4,984	<ul style="list-style-type: none"> ・ 預金利息他 21 ・ 寸志等 0
繰 越 金	1,569,771	1,569,771	0	・ 前年度繰越金 1,569,771
合 計	6,492,776	6,427,478	△ 65,298	

【支出の部】

単位：円

項目	2022年度予算	2022年度決算	比較	内 容
役 員 手 当	423,000	423,000	0	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区長手当 80,000 ・ 会計手当 60,000 ・ 部長手当(4人) 36,000 ・ 町内会長(11人) 132,000 ・ 副区長手当(2人) 100,000 ・ 選任監事 11,000 ・ 兼任監事 4,000
会 議 費	420,000	88,000	△ 332,000	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総会 0 ・ 役員会 0 ・ 役員研修 78,000 ・ その他会議費 10,000
事 務 費	203,000	151,968	△ 51,032	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務消耗品 60,000 ・ 還元ゴミ袋 0 ・ 未払い調整 0 ・ 備品・印刷代 78,988 ・ 払込手数料 12,980
交 際 費	180,000	25,000	△ 155,000	<ul style="list-style-type: none"> ・ 弔事 25,000 ・ 未払い調整 0 ・ 慶事他 0
負 担 金	981,000	888,258	△ 92,742	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉協議会 330,000 ・ 第1分団後援会 231,000 ・ 長寿を祝う会 11,000 ・ 赤い羽根募金 214,500 ・ 歳末助け合い 82,500 ・ 祭典協賛費 19,258 ・ 獅子神楽保存会 0
助 成 金	130,000	130,000	0	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子供会 50,000 ・ 菊水女性会 30,000 ・ 寿会 50,000
会館維持費	855,000	472,161	△ 382,839	<ul style="list-style-type: none"> ・ ガス料金 29,650 ・ 下水道費 18,480 ・ 水道料金 29,700 ・ 会館清掃 60,000 ・ 灯油代 92,880 ・ 未払い調整 0 ・ 電気料金 140,115 ・ 電話代 38,706 ・ 除雪委託 50,000 ・ 修繕費等 0 ・ 会館消耗品費 9,291 ・ 環境維持費 3,339
防犯灯維持費	380,000	417,098	37,098	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防犯灯電気料 269,363 ・ 増設補修 19,800 ・ 街灯組合 127,935
事 業 費	1,613,500	818,305	△ 795,195	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区民レク 0 ・ 区盆踊り 0 ・ 町有地草刈事業 40,000 ・ 広報誌配布事業 87,360 ・ 各部活動費 0 ・ 公園環境維持事業 484,064 ・ ゴミステーション除雪事 108,000 ・ 地域環境整備事業 59,214 ・ 衣類回収事業 11,560 ・ コミュニティ推進事業 5,568 ・ 防災事業 7,859 ・ 参議院選挙広報配布 7,340 ・ その他チラシ配布事業 7,340
雑 費	20,000	0	△ 20,000	・ 雑費 0
予 備 費	1,287,276	194,000	△ 1,093,276	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予備費等 ・ 火事見舞等 194,000 ・ 未払い調整 0
合 計	6,492,776	3,607,790	△ 2,884,986	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次年度繰越額 収入合計 - 支出合計 = 2,819,688 円

定期預金 前年 2,001,980 円
 利息 35 円
 定期預金残高 2,002,015 円

監 査 報 告 書

令和5年1月4日、菊水区自治会館中会議室において、令和4年度(1月1日～12月31日)の会計事務処理状況について、現金出納簿や預貯金通帳また領収書等を帳簿と照らし合わせ詳細に監査した結果、適正に処理及び記載されている事を認めたので、ここに 監査報告といたします。

令和5年1月4日(水)

菊水区専任監事

宮平武昌



菊水区兼任監事

都合により欠席



令和5年度 菊水区事業推進計画

1.推進の方向

～「住んで良かった菊水区」実現の
為社会の変化に対応しつつ、活力と
自治意識に満ちた地域造りに努める～

〈重 点〉

- (1)情報の適切な把握と対応
- (2)環境の整備と予算の柔軟な調整と適切な執行
- (3)各組織の充実と事業の効率化
- (4)地域の特色を生かした事業
- (5)隣人意識の共有と協力体制

2.全体計画

月	項 目
1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 拡大役員会の開催 ・ 行政区活動支援交付金申請 ・ 各専門部会の開催と各部長の決定 ・ 菊水区新役員名簿の完成
2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定例役員会の開催 ・ 各専門部の事業計画の提出 ・ 菊水区新役員名簿の発行 ・ 菊水区情報誌「きくすい」の発行
3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定例役員会の開催 (寿会、女性会、子供会の役員改選月)
4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定例役員会の開催 ・ 新入学児童交通安全街頭指導 ・ 自主防災組織の会議の実施予定
5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定例役員会の開催 ・ 菊水区一斉ゴミ拾い活動。5/7(日)予定 ・ 子供会・廃品回収の実施 ・ 会館前の花壇植栽事業 ・ 児童公園、さくら公園の管理委託契約の締結と草刈事業の実施
6	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定例役員会の開催 ・ 全町ソフトボール大会への出場 ・ 公園管理(草刈り)事業=9月まで年10回内 ・ 町有地草刈り事業=年2回～3回 ・ 菊水区防災研修会の実施予定 (感染症対策)

月	項 目
7	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定例役員会の開催 ・ 区民祭り関係の役員会 (区5役・福祉部・保健体育部)
8	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定例役員会の開催 ・ 長寿を祝う会への参加 ・ 菊水区民祭りの実施=8/20予定 ・ 菊水区盆踊り大会=8/13～8/14(雨天中止) ・ 町防災対策研修会への参加=8/27予定
9	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定例役員会の開催 ・ 新十津川神社例大祭関係行事=9/4(日) ・ 秋の交通安全運動 ・ 衣類等無料回収事業=9/9(土)予定
10	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定例役員会の開催 ・ 行政区活動支援交付金実績報告書の提出
11	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定例役員会の開催 ・ 菊水区ふれあいすまいるの実施=11/19予定 ・ 区民懇談会(レインボー講座) ・ 民生委員の役員改選月(1期3年) (本年度はありません)
12	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最終定例役員会の開催 ・ 菊水区総会=12/17(日)予定 ・ 新年度各月定例役員会日の決定及び会館 清掃の各町内会当番順の決定 ・ 新年度菊水区活動計画書の作成

令和5年度菊水区会計予算書 2022/12/31

【収入の部】

項目	2022年度予算	2023年度予算	比較	内 容	
区 費	3,264,000	2,448,000	△ 816,000	・ 340戸× 9ヶ月 × 800円 2,448,000	
交 付 金	1,646,000	1,646,000	0	<ul style="list-style-type: none"> ・ 活動基本事業 288,000 ・ 防犯灯事業(設置、修繕) 10,000 ・ 広報誌配布事業 87,000 ・ 公園環境維持事業 226,000 ・ 地域環境整備事業 58,000 ・ 行政事業取扱交付金 245,000 ・ 衣料回収事業 6,000 ・ 防犯灯電灯料金交付事業 136,000 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ゴミステーション除雪事 102,000 ・ 町有地草刈事業 74,000 ・ 区民盆踊り事業 154,000 ・ 福祉実践活動交付金 140,000 ・ 防災事業 70,000 ・ 区民祭り事業 50,000
会館使用料	8,000	6,000	△ 2,000	・ 会議等 6,000	
雑 収 入	5,005	5,020	15	<ul style="list-style-type: none"> ・ 預金利息他 20 ・ 寸志等 5,000 	
繰 越 金	1,569,771	2,819,688	1,249,917	・ 前年度繰越金 2,819,688	
合 計	6,492,776	6,924,708	431,932		

【支出の部】

項目	2022年度予算	2023年度予算	比較	内 容	
役 員 手 当	423,000	423,000	0	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区長手当 80,000 ・ 会計手当 60,000 ・ 部長手当(4人) 36,000 ・ 町内会長(11人) 132,000 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 副区長手当(2人) 100,000 ・ 選任監事 11,000 ・ 兼任監事 4,000
会 議 費	420,000	420,000	0	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総会 100,000 ・ 役員会 120,000 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 役員研修 150,000 ・ その他会議費 50,000
事 務 費	203,000	203,000	0	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務消耗品 60,000 ・ 払込手数料 13,000 	・ 備品・印刷代 130,000
交 際 費	180,000	180,000	0	・ 弔事 60,000	・ 慶事他 120,000
負 担 金	981,000	981,000	0	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉協議会 330,000 ・ 第1分団後援会 231,000 ・ 長寿を祝う会 60,000 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 赤い羽根募金 214,500 ・ 歳末助け合い 82,500 ・ 祭典協賛費 30,000 ・ 獅子神楽保存会 33,000
助 成 金	130,000	130,000	0	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子供会 50,000 ・ 菊水女性会 30,000 ・ 寿会 50,000 	
会館維持費	855,000	910,000	55,000	<ul style="list-style-type: none"> ・ ガス料金 32,000 ・ 下水道費 20,000 ・ 水道料金 30,000 ・ 会館清掃 60,000 ・ 灯油代 132,000 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気料金 170,000 ・ 電話代 39,000 ・ 除雪委託 220,000 ・ 修繕費等 100,000 ・ 会館消耗品費 107,000
防犯灯維持費	380,000	482,000	102,000	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防犯灯電気料 297,000 ・ 増設補修(2ヶ所) 44,000 	・ 街灯組合 141,000
事 業 費	1,613,500	1,708,000	94,500	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区民レク 350,000 ・ 区盆踊り 250,000 ・ 町有地草刈事業 60,000 ・ 広報誌配布事業 88,000 ・ 各部活動費 200,000 ・ 公園環境維持事業 500,000 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ゴミステーション除雪事 108,000 ・ 地域環境整備事業 70,000 ・ 衣類回収事業 6,000 ・ コミュニティ推進事業 6,000 ・ 防災事業 70,000
雑 費	20,000	20,000	0	・ 雑費 20,000	
予 備 費	1,287,276	1,467,708	180,432	・ 予備費等 1,167,708	・ 火事見舞等 300,000
合 計	6,492,776	6,924,708	431,932		

菊 水 区 役 員 業 務 分 担 表

役職名	業 務 分 担 内 容
区 長	<ul style="list-style-type: none"> ・町行政「役場」等との連携(委託業務等の伝達、執行、報告 等) ・諸会議の召集(各、役員会議及び総会) ・他区、他団体との連絡調整(民生・児童委員会、社会福祉協議会 等) ・区内の各、団体との連携 ・防犯灯、街路灯の管理 等。 ・会館管理と鍵の保管(副区長の担当事項の他、必要な事項について) *福祉部の相談役。
副 区 長	<ul style="list-style-type: none"> ・区長の補佐、代理(会議の準備、進行、司会) ・会館内外の監督、管理(鍵の保管、会館清掃の管理、暖房機、灯油、水道ガス、トイレ、ごみ等の管理、会館使用日誌、窓周り、玄関等の除雪) ・新十津川神社祭典神輿渡御の迎え準備(祭壇＝菊水会館周辺のぼり10本。 ・役員研修会等の企画準備(会計と連絡調整) ・各、区内行事に関する調整準備(その他、必要な事項について) ・区長、副区長と連携協力(会館の諸物資購入、調達、会議の準備、案内書、議案等の作成、その他必要な事項について) *環境美化部、及び保健体育部の相談役。
区 会 計	<ul style="list-style-type: none"> ・諸会計の管理(現金出納簿、会計証書「領収書」の綴り作成保管) *安全安心部の相談役
監 事	<ul style="list-style-type: none"> ・区の業務、会計の執行状況を監査し総会に報告する。
顧 問	<ul style="list-style-type: none"> ・区の運営、業務内容全般についての相談役。
町 内 会 長 (会 計)	<ul style="list-style-type: none"> ・町内会の代表として、区の業務等の審議と執行、町内の連絡調整。 ・区費等を集金し区会計へ納入し 各、専門部の業務推進の連携執行。 ・町内会に割り当てられた会館清掃の指揮と連絡調整。 ・会議等「町内会」の会館使用についての清掃指導と監督。 ・町内会長、会計及び専門部員の選出報告、区役員の選考委員。 ・交通災害共済申し込み等の取りまとめ。 ・区民盆踊りのやぐら設置及び運営業務の推進。 ・町広報誌、選挙広報誌の迅速な配布業務。 ・その他、必要な事項について。

菊水区各専門部員等業務分担表

各 部 名	業 務 分 担 内 容
福 祉 部	<ul style="list-style-type: none"> ・「町社会福祉協議会」の活動と連携及び協力していく。 ・区民の福祉増進に関する事業の推進。 (子供や老人等、社会弱者に対する援護活動、快適な住居環境の確保) ・区民祭りの実施(保健体育部と共催) *相談役=区長(阿部)
環境美化部	<ul style="list-style-type: none"> ・会館周囲の美化、環境美化に関すること。 (整然としたゴミステーションの利用に向けて、周辺環境整備) ・各町内の地先、広場のゴミ、雑草の除去、清掃等に留意する。 ・衣類等無料回収事業の実施(9月頃の予定) *相談役=副区長(山本・飯尾)
保健体育部	<ul style="list-style-type: none"> ・区民盆踊りのやぐら設置及び解体(町内会長との連携によるもの) ・区民祭りの実施(福祉部と共催) ・町体育協会のスポーツ行事の参加連絡調整。 *相談役=副区長(山本・飯尾)
安全安心部	<ul style="list-style-type: none"> ・交通安全、防犯に関する啓発活動や自主防災組織との相互協力(町関係団体、安全安心推進協会との連絡調整) *相談役=区会計(平)

〔 諸 会 議 〕

会 議 名	[三役会議] 区長、副区長(2)、区会計 4名
	[五役会議] 区長、副区長(2)、区会計、専任監事 5名
	[役員会] 区長、副区長(2)、区会計、専門部長(4) 専任監事、顧問、町内会長 21名
	[拡大役員会] 区長、副区長(2)、会計、監事、顧問、町内会長(11)、町内会計(11) (毎年1月) 専門部(44)、旧専門部長(4)、民生委員(2)、寿会、女性会、子ども会・81名
	[部 会] 各専門部会ごとの会議 11名
	[総 会] 菊水区内全戸

〔各月定例役員会〕 区役員(5)・顧問(1)・町内会長(11)・各専門部長(4)・民生委員(2)
寿会・女性会・子供会 26名

菊水区自治会館の管理について

令和5年1月

1. 会館使用上の留意点

(1) 会館を使用する場合は、あらかじめ区長・副区長に申し込み「鍵」を借りて下さい。

- ① 鍵は当日中の「借入・返還」を原則とします。(重複予約の防止対策)
- ② 区長・副区長不在の場合は、区会計に連絡願います。

(2) 「会館日誌」を忘れずにお書き下さい。

- ① 所定事項を「点検・確認」して下さい。
- ② 清掃・火気・電気・ガス・窓・出入口の施錠には必ず注意して下さい。
- ③ 冬期間は台所にある水抜きは行わないで、台所暖房を低め設定にします。
※トイレの水落としは必要ありません。トイレの電気暖房は消さないで下さい。
※会館内及び敷地内は禁煙になっています。妊婦さんや子供等多くの方が利用
する為、皆様のご協力をお願いします。

(3) 「ゴミ」等は、必ず持ち帰りでお願いします。

- ① 空きビン・空きカン・ダンボール等の資源ゴミも、会館では保管しません。
- ② 特に「なまゴミ」は、当日の内に持ち帰り下さい。

2. 会館の使用料(私的使用の場合)

(平成29年10月改定)

	夏 季 (5月～9月)		冬 季 (10月～4月)	
	(昼)	(夜)	(昼)	(夜)
台 所 の み	1,000	1,500	2,500	3,500
中 会 議 室	1,000	1,500	2,000	3,000
大 会 議 室	1,500	2,000	2,500	3,500
全 館 半 日	3,000	4,000	4,000	6,500
会 館 1 日	6,000		13,000	
葬 儀 使 用	25,000		35,000	

- (1) 公的使用の場合は、使用料は掛かりません。
- (2) 区民以外の公的使用料は、30%増しとなります。
- (3) 昼・夜の区分は夏季18時・冬季17時を以ってとします。
- (4) 使用料は鍵の返還と同時に区3役のいずれかへ納入する事。

3. 令和⁵年度. 町内会の会館清掃当番の割り当て

月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
町内	7	8	9	10	11	1	2	3	4	5	6	7

- (1) 清掃は、割り当て月の中旬頃に「1回」の実施をお願いします。
- (2) 清掃日は町内会親睦交流のひとつの機会と押さえ、区費より「ひと月¥5,000」を支給します。
- (3) 清掃作業内容(注意点)=掃除機の使用について、プラグを同じ番号のコンセントに差し込まないで下さい(プレーカーが落ちます)
- (4) 冬季間においては、車庫(倉庫)の屋根部雪下ろし作業をお願いします。

令和5年度 町内会役員について

◇役職別部会 決定・確認事項

(1) 各町内会長の中から1名

※兼任監事(氏名) _____

(2) 町内会計(副会長)

- ① 瀧川千恵子 ② 橋本ひなの ③ 朝倉 光男 ④ 谷川 一
 ⑤ 長谷川真知子 ⑥ 赤井 光明 ⑦ 植松 和紀 ⑧ 佐藤 哲郎
 ⑨ 植杉 豪 ⑩ 藤原 広明 ⑪ 横山 芳徳

◇各専門部会

部 会	部 会 役 職	次回会議予定	そ の 他
福 祉	(部 長)	月 日 時	
	(副部長)		
環境美化部	(部 長)	月 日 時	
	(副部長)		
保健体育部	(部 長)	月 日 時	
	(副部長)		
安全安心部	(部 長) 中 澤 正 芳	月 日 時	
	(副部長)		

※次回の定例役員会は2月8日(水) 18:30の予定になっています。後日、各専門部会を開いて頂き本年度の事業計画書を作成して、各部長さんは1月31日(火)までに区長『阿部』まで提出してください。。

作成が困難な場合、昨年の様式がありますのでそれを提出して頂いても宜しいです。

〈メモ〉

菊水区規約 No. 1

〈目的〉

第1条 この区は、町行政並びに各、区との連絡提携により互いに協力し、安定した生活環境づくりと親睦維持に努め、菊水区住民の福祉向上に努める事を目的とする。

〈名称〉

第2条 この区は、菊水区と称し事務所を区長宅に置く。

〈構成〉

第3条 この区は、菊水区に居住する者をもって構成する。

〈業務及び組織〉

第4条 この区は、第1条の目的を達成する為、次の業務を行う。

- (1) 区の運営
- (2) 予算、決算及び行事の計画立案
- (3) 渉外関係
- (4) 区・会費の徴収
- (5) 募金活動への協力
- (6) 保健衛生
- (7) 地域福祉の向上
- (8) 防火及び防犯
- (9) 道路の整備、除雪
- (10) 祭典行事への協力
- (11) その他必要な事項

〈役員〉

第5条 この区に、次の役員を置く。

- (1) 区長 [1名]
- (2) 副区長 [2名]
- (3) 会計 [1名]
- (4) 監事 [2名]
- (5) 顧問
- (6) 町内会代表

※ 他に必要と認められた時は、専門部を設け部長を置く事ができる。

〈役員を選任〉

第6条 役員を選任は次による。

- (1) 区長・副区長・会計・監事・顧問は、総会で選出する
- (2) 町内会代表は、各町内会において選出する
- (3) 専門部長は、専門部員の互選により選出する

〈役員の仕事〉

第7条 役員の仕事は次の通りとする。

- (1) 区長は、区を代表し、区の業務を統轄する
- (2) 副区長は、区長を補佐し、区長の事故ある時は代理する
- (3) 会計は、区の諸会計の管理にあたる
- (4) 監事は、会計及び業務の監査を行い、その状況を総会に報告する
- (5) 顧問は、区の相談にあずかる
- (6) 町内会代表は、町内会及び区の業務推進にあたる
- (7) 専門部長は、担当部の計画・運営にあたる

菊水区規約 No. 2

〈任期〉

第8条 総会において選出される役員の任期は2年とし、再任は妨げない。但し、欠員による補充役員は、前任者の残任期間とする。

〈会議〉

第9条 この区の会議は、総会・拡大役員会及び役員会とする。

① 総会の議長は総会で選出し、拡大役員会・役員会の議長は、区長があたる。

〈総会〉

第10条 総会は区の最高決議機関であり、区民の「2分の1」以上の出席(委任状を含む)を以って成立し、議会は出席者の過半数の賛成を要する。

② 定期総会は、毎年12月に開催し、区長・副区長・会計・監事・顧問の選出、業務計画、予算審議決算及び行事報告の承認、その他重要事項について審議する。

③ 臨時総会は、区民の「3分の1」以上の請求、又は役員会が必要と認めた時に区長が召集する

④ この区の規約の改廃は、総会の議決によらなければならない。

〈拡大役員会〉

第11条 拡大役員会は、区役員(5名)・町内会代表・専門部長・寿会代表・婦人会代表・子供会育成会代表 各1名、民生委員(2名)で構成し区の運営を審議する。

〈役員会〉

第12条 役員会は、区役員と町内会代表1名を以って構成し、予算及び決算の作成、その他の会の業務遂行上必要な事項について審議する。

〈経費〉

第13条 この区の経費は、区費・その他の補助金・交付金・助成金・奨励金・寄付金等をもってあてる。

〈簿冊〉

第14条 この区に次の簿冊を備え、執行状況を明確に記録しておかなければならない。

- (1) 役員名簿
- (2) 会議録
- (3) 現金出納簿
- (4) 会計証票綴り

〈会計年度〉

第15条 この区の会計年度は、歴年度とする。

※ 附則

この規約は、平成18年1月1日から施行する。

菊水区規約等の施行について

1. 菊水区規約について

行政区再編に伴う新しい行政組織にするため、平成17年10月7日に臨時総会を開催。別紙の通り規約を18年1月1日より施行。

2. 菊水区規約以外の「規定」「申し合わせ」の取り扱いについて

(1) 「申し合わせ」は、現存のものを生かし、事業を進める。(資料略)

- ① 菊水区役員業務分担表
- ② 菊水区各専門部会等業務分担表
- ③ 菊水区自治会館の管理について
- ④ 菊水区区費納入要領

(2) 「申し合わせ」

① 弔意の表し方について

菊水区民死去の場合の表意について、次のように申し合わせる。

- イ. 予算の取り決めに従い、香典を贈る。
- ロ. 特別な事情がある場合は、役員協議の上対応する。

② 役員選考について

菊水区役員の選考について、次のように申し合わせる。

- イ. 各町内より、1名の選考委員を出す。
- ロ. 委員長を互選し、役員選考を進める。
- ハ. 選考結果を総会に報告する。
- ニ. 総会の議決により、役員を選任する。

③ 新十津川町 安全安心推進協会「菊水分会申し合わせ」

1) 「新十津川町安全で安心なまちづくり条例」「新十津川町安全安心推進協会規約」の施行により、「同上. 菊水分会」を設立する。

- イ. 設立にあたり、区規約・現行組織等基本事項の変更は行わず「規程・申し合わせ」の新設補充等で対応する。
- ロ. 諸業務の担当は、区の「安全安心部」とする。

2) 部会は町内会各1名. 計11名で構成し、必要に応じて区役員の応援を受ける事が出来る。

- イ. 役員として、分会長・副分会長・会計を置く。監査役は区に委任する。
- ロ. 事業は町推進協会規約の趣旨に則り推進する。
- ハ. 会計は、区会計予算の事業費の配分を受け執行する。

3) この申し合わせは、平成21年6月5日より適用する。

菊水区自主防災組織規約

〔名 称〕

第一条 この自主防災組織の名称は、菊水区自主防災会(以下「自主防災会」と言う)と称する。

〔目 的〕

第二条 自主防災会は、災害対策基本法及び地域防災計画の規定により、自主的な防災活動を行い、災害(地震、風水害)による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

〔活動拠点の所在地〕

第三条 自主防災会の活動拠点は、菊水区自治会館とする。

〔事 業〕

第四条 自主防災会は、第二条の目的を達成する為、次の事業を行う。

- ① 防災に関する知識の普及に関すること。
- ② 災害発生時における情報収集、情報伝達、初期消火、救出、救護、避難誘導、応急手当等に関すること。
- ③ 防災訓練の実施に関すること。
- ④ 防災資機材の備蓄に関すること。
- ⑤ 他の行政区で組織された自主防災会と相互に協力し、連携をとること。

〔役 員〕

第五条 自主防災会には次の役員を置く。

- ① 会長 1名(区長がその任務にあたる)
- ② 副会長 3名(副区長、区会計がその任務にあたる)
- ③ 防災委員若干名(町内会長、民生委員、寿会会長、女性会会長、子供育成会会長がその任務にあたる)
- ④ 役員任期は1年とする。但し、再選は妨げない。

〔役員 の 責 務〕

第六条

- ① 会長は、自主防災会を代表し、会務を統括し、災害の発生時における応急活動の指揮を行う。
- ② 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある時はその職務を行う。
- ③ 防災委員は区民に対する啓発活動や防災活動に携わる。
- ④ 自主防災会の役員は、規約改正等の見直しを行う。

※この会則は平成21年1月1日から実施する。

菊水区 個人情報取扱規程

(目的)

第1条 菊水区が保有する個人情報の適正な取り扱いと事業の円滑な運営を図るため個人の権利利益を保護することを目的とする。

(責務)

第2条 菊水区は、個人情報保護法に関する法令等を遵守するとともに、行政区活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(周知)

第3条 個人情報の取り扱いの方法は総会資料または回覧で区民に周知する。

(個人情報の取得)

第4条 前条の個人情報とは、「菊水区加入届」などとして区長に提出された次の事項を記したものとする。

- (1) 氏名(家族、同居人を含む)、生年月日、性別、住所、電話番号
- (2) その他、必要とするもので同意を得た事項

(利用)

第5条 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用をおこなうものとする。

- (1) 会費請求、管理及びその他文書の配布等
- (2) 菊水区名簿の作成及び地図の作成

(管理)

第6条 個人情報は区長または区長が指定する役員が保管するものとし、適正に管理する。
※不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(提供先)

第7条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供しない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要がある場合
- (4) 国の機関または地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
- (5) 町内会またはこれに準じる公共目的の団体、学校

附則

この規定は、平成29年5月30日から施行する。

令和5年度 菊水区事業予定一覧表(参考資料)

部 月	区	町内会	福祉部	保健体育部	環境美化部	安全安心部	他 団 体
1月	8日 拡大役員会 9日 部会.A 10日 部会.B	7 町内会館 清掃(当番)			ゴミST. 調査管理		成人式 町雪まつり
2月	8日 定例役員会	8 町内会館 清掃(当番)	部会(1/31まで) 事業計画書の提出	部会(1/31まで) 事業計画書の提出	部会(1/31まで) 事業計画書の提出 ゴミST. 調査管理		
3月	8日 定例役員会	9 町内会館 清掃(当番)	独居老人への声かけ		ゴミST. 調査管理		寿総会 (改選期3月) 女性部部会総会 子ども会総会
4月	8日 定例役員会	10 町内会館 清掃(当番)			ゴミST. 調査管理 愛犬家啓蒙ピラ発行	街頭指導(新入学児の登校) 春の交通事故防止啓発ピラ の発行	
5月	7日 区一斉清掃 8日 定例役員会	11 町内会館 清掃(当番)		ソフトボール チーム編成	ゴミST. 調査管理 春の一斉清掃 花壇設置の植栽	交通安全旗の設置及び 駐車場看板の設置	5月～9月(5役と区民数名) ・公園草刈事業 ・町有地草刈事業
6月	8日 定例役員会	1 町内会館 清掃(当番)		ソフトボール練習 及び大会出場	ゴミST. 調査管理		開町記念式典 青少年健全育成のつどい
7月	8日 定例役員会	2 町内会館 清掃(当番)	区民祭りでの部長、 副部長会議 区民祭りの区合同部会	区民祭りでの部長、 副部長会議 区民祭りの合同部会	ゴミST. 調査管理 愛犬家啓蒙ピラ発行		
8月	8日 定例役員会 9日 区民祭り 10日 区民祭り 11日 区民祭り 12日 区民祭り 13日 区民祭り 14日 区民祭り 20日 区民祭り	3 町内会館 清掃(当番)	区民祭り 区民祭り	区民祭りでの部長、 副部長会議 区民祭りの合同部会 盆踊り、建て&撤去を 盛り込む区民祭り	ゴミST. 調査管理		野外慈善ピールパーティー ふるさとまつり まちづくり懇談会の開催 長寿を祝う会
9月	4日 神社祭 8日 定例役員会 9日 衣料等無料回収	4 町内会館 清掃(当番)			ゴミST. 調査管理 衣料等無料回収事業	秋の交通安全街頭指導	新十津川神社例大祭
10月	8日 定例役員会	5 町内会館 清掃(当番)			ゴミST. 調査管理	交通安全旗の撤去	赤い羽根共同募金 味覚まつり 社会福祉大会 町民音楽祭
11月	8日 定例役員会	6 町内会館 清掃(当番)	ふれあいすまいる		ゴミST. 調査管理 愛犬家啓蒙ピラ発行	部会(年間活動の反省会)	町民文化祭 民生委員(改選期11月)
12月	8日 定例役員会及び 反省会 17日 令和5年度総会	7 町内会館 清掃(当番)			ゴミST. 調査管理 部会(年度反省)		赤い羽根チャリティカイオケ
		掃除当番は毎月の 中旬頃に行う 町広報誌の各戸配布 を行う 各町内会長=盆踊り 時のやぐら建ての 手伝い等 その他	「菊水区地域福祉実践活動 推進の会」のメンバーと して活動に参加 ・区5役、福祉部、体育部との 合同会議	区5役、体育部、福祉部との 合同会議 ・盆踊りのやぐら建て&撤去 ・区民祭り関係推進日程 7月 担当 8月 案内配布 8月 参加者集計	一斉清掃は、町内及び 自宅周辺や会館までの道路 周辺の清掃を重点に ・資源ごみステーションの 調査管理は月1回、部会活動	重点は地域内の交通事故 防止と防犯活動の推進	「すまいるあつぷ」健康教室 は菊水会館で随時開催 ・太極拳(第2、第4土曜日) ・詩吟の会(毎週水曜日) 冬季間(津辻宅)